

五島市建設関連業務委託共同企業体取扱要領

(目的)

第1 この要領は、市が発注する測量、設計、調査等に係る建設関連業務委託（以下「業務」という。）において、市内業者の技術向上のため、共同受注により、市内業者の育成と経済的地位向上を図ることを目的として結成する共同企業体の基本的要件、結成手続等について必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2 共同企業体による対象業務は、設計金額がおおむね1千万円以上の業務であり、市内業者が単独で実施することが困難で高度な技術を要する業務とする。

(共同企業体の形態)

第3 共同企業体の形態は、業務ごとに結成する特定建設関連業務委託共同企業体とし、共同企業体を構成する建設関連業者（以下「構成員」という。）が、出資割合に応じて当該業務を行う共同請負方式とする。

2 構成員の組み合わせは、市外業者のうち同種の業務について請負の実績を有する者と市内業者との2者の組み合わせとする。

(構成員の要件)

第4 発注業務ごとに定める資格要件を満たす者であること。

(技術者の配置要件)

第5 技術者の配置は次のとおりとする。

- (1) 代表者は、管理技術者及び照査技術者を配置するものとする。また、分担業務に応じた技術者を配置するものとする。
- (2) 代表者以外の構成員は、その分担業務に応じた技術者を専任で1名配置するものとする。

(出資割合)

第6 構成員の出資割合は、各構成員の業務割合に応じて、各構成員の施工能力を反映した適正なものとする。ただし、各構成員の出資割合は30パーセント以上とする。

(代表者の選定)

第7 代表者は、構成員のうち施工能力及び出資割合が大きい者とする。

(共同企業体結成の方法)

第8 自主結成とする。

(共同企業体の届出)

第9 共同企業体の結成後、共同企業体の代表者は、別に定めるほか、特定建設関連業務委託共同企業体協定書(様式1)を市長に提出するものとする。

(資格審査等)

第10 共同企業体の資格審査は、定められた資格要件について行うものとする。

(存続期間等)

第11 業務の契約の相手方となった共同企業体の存続期間は、原則として当該業務に係る委託契約の履行後3月を経過した日までとするが、必要がある場合は委託契約の履行後12月以内までとすることができる。ただし、当該期間満了後において、当該業務につき、かし担保責任がある場合は、各構成員は連帯してその責めを負うものとする。

2 当該業務につき結成された共同企業体のうち、契約の相手方とならなかったものは、当該業務に係る委託契約が締結された日をもって解散されたものとみなす。

(共同企業体との契約等)

第12 共同企業体との委託契約書には、当該特定建設関連業務委託共同企業体名を明記するとともに、全ての構成員が連記、押印するものとする。

2 当該契約に基づく工事の監督、業務の契約金額(前金払、中間前金払及び部分払を含む。)の支払い、発注者の指示等は、協定書に基づく当該共同企業体の代表者に行うものとし、その行為は、他の構成員に行ったものとみなす。

(その他)

第13 この要領に定めのない事項については、五島市建設工事指名審査委員会において定める。

附 則

この要領は、平成26年4月24日から施行する。(平成26年4月24日 26五財第197号)